

議案第 36 号

三豊市図書館条例の一部改正について

三豊市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市図書館条例の一部を改正する条例

三豊市図書館条例（平成 18 年三豊市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「規則」を「教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改める。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第 8 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第36号関係】

三豊市図書館条例（平成18年三豊市条例第219号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
（利用の制限） 第5条 （1）～（2） 略 （3） この条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>（以下「<u>規則</u>」という。）に違反したとき。 （4） 略 2 略 （図書館協議会） 第6条 法第14条第1項の規定により、三豊市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。 <u>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u> <u>4</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	（利用の制限） 第5条 （1）～（2） 略 （3） この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。 （4） 略 2 略 （図書館協議会） 第6条 法第14条第1項の規定により、三豊市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。 <u>3</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。